

お客様各位

株式会社ビジネス・ブレイクスルー  
オープンカレッジ事務局  
実践ビジネス英語講座

消費税率引き上げに関する対応のお知らせ

2019年10月1日に予定されている消費税率引き上げに関する消費税等の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

消費税法により2019年10月1日以降に弊社がご提供する商品・サービス等に係る消費税率は、経過措置又は軽減税率が適用されるものを除き、10%となる予定です。

講座受講料で2019年9月25日までに受付完了した場合は、10月1日以降に講座を提供する場合であっても、一律8%の税率を適用いたします。現行税率と新税率の差額分について、追加請求は行いません。

10月開講各コースの締切後に弊社の受付完了した商品・サービス等は、経過措置が適用されるものを除き消費税率10%の適用となります。

ご不明な点がございましたら、弊社担当へお問い合わせください。

以上